

令和2年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和2年7月14日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 14時32分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満
委員 中村 香
委員 岩切 貴乃

教育長職務代理者 岡田 弘
委員 高橋 美里
委員 石井 孝

【出席職員】

教育次長 石井 宏之
教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄
教育政策室長 田中 一平
生涯学習部長 前田 明信
総合教育センター所長 市川 洋
庶務課長 榎本 英彦
庶務課担当課長 瀬川 裕

生涯学習推進課担当課長 宮川 匡之
指導課担当課長 武田 充功
指導課担当課長 高山 深紀世
指導課支援教育係長 後藤 詩伸

調査・委員会担当係長 長谷山 大介
書記 間山 篤史

【署名人】

委員 石井 孝

委員 中村 香

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

4月の臨時会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 8名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして、傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、議案第14号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、訴訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、この案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と中村委員をお願いいたします。

7 報告事項

報告事項 No. 1 学校施設有効活用事業等の再開について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項に入ります。

「報告事項No. 1 学校施設有効活用事業等の再開について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【宮川生涯学習推進課担当課長】

それでは、「報告事項No. 1 学校施設有効活用事業等の再開について」御報告させていただきます。

御報告いたしますのは、「学校施設有効活用事業」「学校図書館における図書の地域貸出事業」「子どもの泳力向上事業」についてでございます。これらの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これまで実施を中止しておりましたが、再開後の学校の運営状況などを確認しながら、各関係機関等と調整を行い、再開の準備を進めてまいりました。

お手元の資料の1ページ目をごらんください。はじめに、「学校施設有効活用事業」について、御報告いたします。

まず、再開に向けた「基本的な考え方」でございますが、学校教育に支障のない範囲での開放を前提に、学校施設を利用する地域の方々の健康や安全面はもとより、児童・生徒の学校生活や

部活動など、学校の運営状況に配慮しながら、十分な感染症対策のもと、円滑な利用につなげていくため、感染防止に向けた新たな利用ルール等を学校ごとに定めた上で、準備の整った施設から、段階的な再開を行うことといたしました。

再開にあたりましては、各学校によって開放している施設、運営委員会や利用調整会議の持ち方などに違いがあり、同一条件での一斉再開は実状に即していないと考えられることから、各施設開放運営委員会に学校と協議していただき、再開の時期、開放を行う施設、利用条件等を確認・検討の上、再開することといたしました。

「再開の時期」につきましては、令和2年8月1日以降、再開の準備が整った学校施設から順次、再開してまいります。

再開にあたり、円滑に準備を進めていただけるよう、国のガイドライン等を参考に、学校施設開放運営委員会用、利用団体用の手引きをそれぞれ作成いたしました。

資料1の「学校施設開放運営委員会用」の「手引き」につきましては、再開に向けた基本的な考え方、確認・検討が必要な項目、必要な提出書類等をお示ししています。

この手引きにも「再開までの流れ」をお示ししておりますが、再開に向けて、資料にごさいます「ア」から「オ」の順で準備を進め、計画的、段階的に事業を再開してまいります。

次に、利用団体の「手引き」につきましては、資料2に添付しておりますが、利用上の注意点、活動上の基本的な感染症対策、提出書類等をお示ししております。全ての利用団体に、「学校施設開放における感染症対策にかかわる確認書」を教育委員会に事前に提出していただき、来校前の健康チェックや活動前後の消毒等を徹底し、感染症対策を講じた上で、活動を行っていただくこととしております。

先ほどお示しいたしました、お手元の「資料1」及び「資料2」が、それぞれの手引きとなっておりますので、後ほど御参照いただければと思っております。

なお、感染の疑い、濃厚接触を含む感染者等の発生が判明した場合の対応についてでございますが、施設利用後2週間以内に、感染者等が発生したことが判明した場合は、利用団体の代表者の方から、学校及び教育委員会生涯学習推進課へ御連絡いただき、利用した施設の利用をただちに中止いたします。その上で、施設の消毒について、生涯学習推進課で対応いたしまして、その後の利用再開につきましても、協議の上で決定してまいります。

「学校施設有効活用事業」についての御説明は、以上でございます。

続きまして、2ページ目をごらんください。続いて、「学校図書館における図書の地域貸出事業」の再開について、御報告いたします。

本事業は、学校施設開放事業の一部として、小学校9校、中学校1校の合計10校におきまして、学校図書館の地域への開放と、地域貸出事業のために用意した図書の貸出を行ってまいりましたが、3月の学校臨時休校以降、全ての学校で活動を中止しております。本事業につきましても、児童・生徒の安全な学校生活や学校の運営状況に配慮しながら、事業の利用者や運営団体スタッフの健康にも留意し、十分な感染症対策を図りながら再開してまいります。

「再開の時期」につきましては、令和2年8月1日以降、再開の準備が整った学校から順次、再開してまいります。

再開にあたりましては、「学校施設有効活用事業再開の手引き」に準じ、運営団体と学校に協議していただき、再開の時期、利用条件等を確認・検討の上、再開してまいります。

最後に、「子どもの泳力向上事業の実施について」御報告いたします。

本事業につきましては、市内のスイミングスクール等と連携し、市立小学校に在籍する自力で12.5メートル泳げない子どもを対象に子どもの泳力向上事業を実施してきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は事業を実施しておりません。

緊急事態宣言の解除後、スイミングスクール等の営業も再開されていることから、令和2年度実施予定である21か所での実施が可能であると判断いたしました。

子どもたちの健康や安全面に留意し、学校における健康診断の終了後、スイミングスクール等による感染症対策を確認した上で実施してまいります。

「再開の時期」でございますが、令和2年8月中旬以降、順次申込みを開始し、10月以降に水泳教室を実施する予定でございます。

再開にあたりましては、各スイミングスクール等で「3密」の回避や手洗い・消毒、体温測定等の対策を講じながら実施することとし、準備の整ったスイミングスクール等から、順次事業を実施してまいります。

報告事項No.1の説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等がございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

念のための確認なんですけど、施設開放が再開したからといって、学校の先生方の負担が増えるということはないわけですよ。利用者の方が消毒なんかもしていただいて、チェックをして、健康管理などもしてもらおうということで、今までどおりの運用の延長にあると思っておりますので、先生方の負担がさらに増えるということはないというように思っていてよろしいですよ。

【宮川生涯学習推進課担当課長】

そのとおりでございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No.1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.1は承認いたします。

報告事項 No.2 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う教科用図書採択の傍聴人の定員等について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.2 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う教科用図書採択の傍聴人の定員等について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No.2 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う教科用図書採択の傍聴人の定員等について」御説明させていただきます。

令和3年度に市立学校で使用する教科用図書の採択を行うため、今年度は、8月23日の日曜日、午前10時から、川崎市総合教育センター第1研修室において、教育委員会臨時会を開催したいと考えております。

資料の3ページをごらんください。当日、総合教育センターの第1研修室に傍聴席を用意する予定でございますが、「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について」の「3」にございますとおり、「本市が主催するイベント等については、当面の間、「屋内（収容定員あり）の場合」は「定員の半分以下の人数とする」こととされております。

2枚おめくりいただき、5ページをごらんください。厚生労働省の『新しい生活様式』の実践例においては、「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける」こととされております。

総合教育センターの第1研修室の収容定員は「250名」でございますが、傍聴人の座席スペースは、会議の運営上、室内の約半分になりますことから、実質的な収容定員である「125名」の半分以下の人数である「60名」を傍聴人規則第2条に基づき、傍聴人の定員と定め、傍聴席の配置につきましては、資料の1ページにございますレイアウト図のとおりとしたいと考えております。

資料の2ページをごらんください。実際に第1研修室に60席の座席を配置したところ、席と席の間隔が前後左右1メートル確保できたところでございます。

また、当日午前9時の時点で、定員を超えた場合は、抽せんを行い、9時の時点で定員を満たしていない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴人を受け入れたいと考えております。

なお、抽せんに外れた方も音声を聴けるように、第1研修室前のロビーに約40席を確保し、音声を放送することを考えております。

例年多くの市民の方が傍聴にお越しになりますが、市民の皆様の健康・安全の確保が最優先と考えておりますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

また、その他の感染予防・拡大防止策として、傍聴人の方にマスク着用の徹底をお願いするとともに、非接触型体温計により体温を測定し、37度5分以上の方の入館をお断わりし、消毒液による消毒、感染者が発生した場合の連絡用に氏名・電話番号の記入をお願いしたいと考えております。

臨時会の日時、会場、傍聴人の定員、当日の新型コロナウイルス感染症拡大防止策等につきましては、本日御承認いただいた後、教育委員会のホームページに掲載し、周知を行う予定でございます。

なお、6ページ以降に「川崎市教育員会傍聴人規則」を添付しておりますので、併せて御参照ください。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

今年度の教科書採択を含めて、日時、会場、そして定員や感染症対策等について御説明がありました。質問等がありましたら、お願いいたします。

岩切委員、お願いします。

【岩切委員】

質問なんですけれども、これまでは180席設けられていたと思うんですけれども、全体で半分という考え方ではなく、半分の面積を定員の半分、つまり第1研修室は「250」が「125」という考え方なんでしょうか。

【瀬川庶務課担当課長】

コロナになる前は、物理的に前のほうに教育委員の席と事務局の席をつくりまして、後ろを可能な限り傍聴席ということで、座席だけの傍聴席ですけど、席が入る限り、可能な限り入れまして「180」という設定をしてございましたけれども、今回のコロナのこういう情勢でございますので、その点のところでも、感染予防の観点から考えた収容的な、物理的な、傍聴者の方のところが多密空間になると思っておりますので、そこに何席つくることのできるかというところで、部屋の半分ぐらいというところを傍聴席にする予定でございますので、250割る2で「125」と、これを起点に考えまして、そこから何席ぐらいできるかなということで、先ほどの方針に沿った形ではじいてみて、実際に席を並べてみたところ、最低限のところは確保できたというところを確認できましたので、60という形で御提案させていただいたという次第でございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。もし、半分ということであれば、「125」の半分だと「62.5」です。62席までは可能だと思いますので、ちょっと60プラス2でできるかどうか検討をお願いできないでしょうか。

【瀬川庶務課担当課長】

周りの、後ろのほうの出入口の席のところを多少工夫すれば、あと2、3席ぐらいは入るのではないかと考えておりますので、検討することは十分可能でございます。

【岩切委員】

よろしくようお願いいたします。

【小田嶋教育長】

中村委員。

【中村委員】

コロナ禍で、健康を一番優先しなければいけないというところは分かるのですけれども、一方で請願などでも、なるべく多くの方が傍聴できるようにということが言われていましたので、ほかの場所というのは検討していただけましたでしょうか。

【瀬川庶務課担当課長】

市のほかの今回の教科書採択の会場に適した施設の空き状況の御質問だと思いますが、確認をしましたところ、8月23日、日曜日、市民館ですとか、大体同じような使用ニーズのある施設の予約状況を確認いたしましたが、いずれも埋まっております、今年度そういった施設をこれから押さえるということは事実上難しいものと考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

先ほど、傍聴人の方にはコロナ対応ということで、体温の検知であるとか、あるいは傍聴席に電話番号を控えるとか、もし感染者が出た場合に有効な形で対応されているということですが、40人、外にも用意されているということなので、感染症対策を大きく捉えれば、そちらの方にも御理解をいただいて協力をしていただくということも必要なんではないかなというふうに考えます。

【小田嶋教育長】

ロビーの部分ですね。会場の外に設ける40席の方の扱い、いかがでしょうか。

【瀬川庶務課担当課長】

先ほどの提案として、傍聴人の定員という形で60とお示しました。62、3の追加の検討ですけれども、室内の区画の中で今まで傍聴人の定員を考えておりましたので、一応そういった形ですが、40をめどに、音声を聞ける席をつくる予定でございますが、入り口のガラスの扉は中の換気の関係で解放しないといけませんので、当然傍聴席以外の外の、ロビーの方のところにつきましても、中の傍聴者と同じような会議の運営にあたっては御協力いただく必要があると考えておりますので、感染予防の対策等につきましても、その日については、中の傍聴席の方と同じような対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

【小田嶋教育長】

皆さん御承知のように、センターの第1研修室は大きいんですが、窓等がなくて、換気ができ

ない状況ですので、いつもは閉める入り口のところを開放して、そこに空気の流れをつくっていきたいというところで、外のロビーに座わっていただく方についても、同じように、私の立場で言えば傍聴人規則ということを守っていただくということがあると思うんですが、それに準じていただいて、あと先ほどありました、マスクですとか体温、あるいは連絡先等についても御協力いただく、そういうことでしていくということによろしいですね。

その点についても、このあとホームページに出すということで、その辺についての注意ということも併せて広報する予定でしょうか。

【瀬川庶務課担当課長】

今日、御承認いただけましたら、準備でき次第、ホームページのほうで周知を図ってまいりたいと考えております。

【小田嶋教育長】

ほかには。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

毎年たくさんの方に傍聴に来ていただいて、なるべく多くの方にお席を用意していただきたいという気持は私もあるんですけども、ちょうど今新宿で起きた、劇場のクラスターの座席の映像を、今朝か昨日か見たときに、資料のちょうど席よりももうちょっとつまった感じの写真をちょうど見たところだったので、かつ演劇なので、2時間とか3時間とかいう滞在時間だと思うんですけども、こちらの臨時会のほうは、毎年一日がかりということで長時間にもなりますし、やはり傍聴者の方々の御健康ですとか、もちろん会場でクラスターを出さないということを考慮すると、やっぱりこれくらいの距離を取って席を設置していただくのが、今の状況には適しているのかなというふうに思いました。

また、ロビーのほう、たしかソファールとかが置いてあると思うんですけども、そういうのもあれですかね、片づけていただいた上で、席を新たに感染症対策を考慮しながら設置いただけるというような、そういう認識でよろしいでしょうか。

【瀬川庶務課担当課長】

ロビーの座席以外の部分につきましても、その席について、密集状態ができると、結局3密状態になるので、何とか座席置くにしても、ここは座らないでくださいというような形でよくされていると思いますが、そういった形での配置等々を考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

はい、岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

確認の意味も込めてちょっと教えてください。

私が勤務しているところの校医がいるんですが、校医は私どものところに来る学生さんは既に保菌者だと思って対応してほしいというふうに言って、ただ発病していないだけで、持っている可能性があるという前提で部分的な再開なり何なりをしたほうがいいという御意見だったんです。そこら辺を踏まえた上で確認なんですけど、先ほど、参加される方は連絡先を書いていただくというところでよろしかったですか。つまり、拒否された場合は、お断わりすることもあるという確認なんですけれども。

【瀬川庶務課担当課長】

市のガイドラインといいますか、対策上の中で、連絡先を頂けない場合に入場をお断わりしていいというような一文は、残念ながら今のところございませんので、ぎりぎりのところでは、あくまでもお願いと考えておりますが、御自身含めて、会場にいらっしゃる方々に、もし発生した場合は事後の速やかな対策を取るということでは必要だと思っておりますので、そこはぜひお願いしたいと考えております。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。御協力いただくということになりますけど、私の勤務先では、私は必ず体温を測って、毎日何度あるかというのを示していない限りだめなんです。入れないということになっていて、行動の記録で、何時何分にどの路線のどの辺の座席に座ったとかいうのも書いて出すようになっているので、そこまでなさらなくてもいいと思うんですけども、やはり備えだけはしておいたほうがいいなと思ったので、今の質問をしました。

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

私は昨年度しか存じ上げないんですけども、お休み時間等になりますと、会場の中の方がロビーに流れていかれるという状態になりますので、ロビーに始めからいらっしゃったところに人が密集する可能性がありますので、ぜひ休み時間の人の捌き方とか、そういったところも留意していただけたらなというふうに思います。

【小田嶋教育長】

御要望というか、必要な措置だと思いますので、担当のほうでその辺のことはまた検討していただけますか。

【瀬川庶務課担当課長】

今年度初めてこういった形で対応することになって、まだ細かなところまで詰め切れておりませんが、当日の会場の円滑な運営について検討したいと思っております。

以上です。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、一つずつ確認したいと思います。8月23日、日曜日、午前10時から川崎市総合教育センター第一研修室にて、教科用図書採択に係る教育委員会臨時会を開催するにあたり、傍聴人の定員を、一応「60名」ということですが、あと2、3名増やせるかなというところで、「60名」を目安として定め、そしてまたロビーの部分に「40席」を目安に席を設けて、その方々にも傍聴人規則等に従っていただくと、そういうことで、また当日午前9時の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合には抽せんとするに、そういったことで異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定し、報告事項No.2は承認といたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

8 議事事項

議案第14号 就学通知処分取消等請求控訴事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第14号は原案のとおり可決された。

9 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(14時32分 閉会)